

議案第 7 2 号

境港市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する
条例制定について

境港市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 9 年 1 2 月 6 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化 のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

境港市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年境港市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

境港市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例

第1条中「、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改める。

第2条中「法第9条第1項」を「法第4条第2項第1号」に、「同意集積区域」を「促進区域」に、「、法第5条第5項」を「、法第4条第6項」に、「産業集積の形成又は産業集積の活性化」を「地域経済牽引事業の促進」に、「、法第15条第2項」を「、法第24条」に、「承認企業立地計画に従って企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令」を「承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」に、「以下「省令」という。）第3条」を「）第2条」に、「者（法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。）」を「法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号。以下「改正法」という。）の施行前に改正法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「旧法」という。）第14条第3項の規定により企業立地計画の承認（旧法第15条第1項の規定による変更の承認を含む。）を受けた事業者及び改正法附則第3条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例により企業立地計画の承認又はその変更の承認を受けた事業者に係る固定資産税の課税免除については、改正前の境港市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴う所要の改正(題名、第1条、第2条関係)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、地域経済牽引事業の用に供する施設で一定の要件を満たすものを設置した者に対する固定資産税を課税免除する特例を定めるため、所要の改正を行う。

- 2 施行期日
公布の日